



平成28年11月25日

栗東市議会議長 寺田 範雄 様

要望書第 11 号

持参

栗東市農業委員会
会長 谷口 彰



平成29年度栗東市農業施策に関する要望書

日頃より、農業委員会活動に対し、多大なるご理解をいただき感謝申し上げます。

さて本日、市に対して「農業委員会等に関する法律第38条第1項」の規定に基づき「平成29年度 栗東市内農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を提出しました。

この4月1日に施行した改正「農業委員会等に関する法律」により、農業委員会の業務の重点は「農地等の利用の最適化の推進」であると明確化され、農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化」を推進するため「担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進」への取り組みを求められています。

つきましては、平成29年度の本市予算編成にあたり、将来の農業を担う「やる気ある担い手」が、夢と希望を持って農業経営に取り組み、本市内の「農地等の利用の最適化の推進」がより効率的かつ効果的に実施できるよう、貴市議会におかれましても、この意見書の趣旨をご理解いただきますよう要望いたします。

平成 28 年 11 月 25 日

栗東市長 野村 昌弘 様

栗東市農業委員会 会長 谷口 章



平成 29 年度 栗東市内農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

貴職におかれましては、本市が平成 25 年に被った台風 18 号の傷跡の修復に対し着実に取り組み、農地の基盤や水路及び農道等の整備、水源の確保維持へのご理解をいただき、お礼を申し上げます。

さて、農林水産省が発表された昨年度のわが国の供給熱量ベースの総合食料自給率は、39%でした。昭和40年度には73%であったことから、この50年でほぼ半減したこととなります。加えてこの20年で農業の就業者は220万人へと半減し、その就業者の平均年齢が約65歳といわれていることは、今後の農業経営を考えるうえで非常に深刻な状況にあるといえます。

国が掲げる「経済財政運営と改革の基本方針 2016」いわゆる骨太方針では、農業分野は、IT 活用による農業イノベーションの創出、食の安全の確保、6 次産業化の推進、担い手への農地集積・集約化のための中間管理機構の取り組み強化、農協等改革の実施、多様な担い手の育成確保、中山間地域を含めた産地の収益力・生産基盤の強化等により農業の競争力強化を進め、「日本ブランド化」を目指されています。

このような中、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の成立（平成 27 年 8 月 28 日成立、同年 9 月 4 日公布）に伴い、改正された「農業委員会等に関する法律」（以下、法という。）が、本年 4 月 1 日より施行しました。

改正法では、農業委員会が、その主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たせるようにするため、つまりは「担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進」を推進するために、農業委員会の業務の重点は「農地等の利用の最適化の推進」であると明確化し、多様な人材を用いるよう、これまで実施していた農業委員の選出方法を、選挙制と市町村長の選任制の併用から「市町村長の任命制」へと変更、また「農地利用最適化推進委員」の新設等など、抜本的な組織改革を求められる状況にあります。

ついては、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、本農業委員会は、昨年度に引き続き「後継者の育成・確保」に重点を置き、将来の農業を担う「やる気ある担い手」が、夢と希望を持って農業経営に取り組み、本市内の「農地等の利用の最適化の推進」をより効率的かつ効果的に実施できるよう、平成 29 年度の本市予算編成にあたり、貴職に対し次のとおり意見します。

1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化について

国は、効率的な農業経営を實踐できるよう、担い手への農地等の利用の集積・集約化の目標を掲げ、平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進しています。

このことから法では、集積率が70%を超えない地域には、農業委員会に農地利用最適化推進委員を設け、更なる集積・集約化に取り組むよう規定しています。

「人・農地プラン」を通じ、集落の農地の将来についての話し合いの場づくりや、優良な農地の保全は、担い手の確保や農地集積の推進に繋がると考えています。

(1) 優良農地の保全・確保の基本計画

農地の利用集積の基礎である優良農地の確保・保全のため、見直し時期を迎えた本市の「農業振興地域整備計画」の変更計画の早急に策定されたい。

加えて昨年に施行された都市農業振興基本法（平成27年4月22日公布・施行）に基づき、良好な都市環境の形成を目指した本市の「都市農業振興基本計画」を早急に策定されたい。

(2) 「人・農地プラン」と農地の利用集積対策の推進

本市の農地の利用調整は、集落単位が基本です。

将来の集落農業ビジョンである「人・農地プラン」の策定・見直しの推進とあわせて、農地の利用調整機能が発揮されるよう強力な支援を講じるとともに、担い手への農地の面的集積に向けて農地中間管理機構など関係機関・団体と連携した推進体制と人材の育成・確保を図られたい。

しかし、同時に単なる農地集積では、土地利用型経営の規模拡大や集落営農型農業法人の進展から「土地持ち非農家」が増大し、地域コミュニティ機能の低下等が懸念されます。

つきましては、農作業の継続を基本とする「農業機械の集積」に重点を置くなど、「人・農地プラン」の話し合いを通じて、土地持ち非農家を含めた良好なコミュニティ機能の維持・再生と、農道・水路などの営農環境の維持やそのことに対する関心が永続的に図れるよう支援対策を講じられたい。

(3) 農地の基盤整備の推進

優良な農地の確保と有効利用のためには、水資源を含めてその基盤が整備され、附随する水路や農道が十分に整備・更新されることが前提となります。

ついては、六地蔵土地改良事業や老朽化施設の改修をはじめ、農地の基盤、水路及び農道等の整備、水源の確保に関する取り組みに対して、引き続き十分な支援を実施されたい。

(4) 農地中間管理機構への集積

農地集積推進への「機構集積協力金」については、農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた全ての地域や個人を確実に支援できるよう予算の確保を要請されたい。

2. 新規参入の促進

担い手不足の解消を担う地域農業への「新規参入」の促進は、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じることなく、加えて地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的・安定的に農業経営が行われると見込まれることが必要です。

加えて現在農業に従事する担い手が、農業従事に意欲を抱ける魅力ある環境整備が大切であり、ついでには、新たな農業者の参入を促進するとも考えます。

(1) 新たな担い手の確保・育成対策等の実施

農業を職業として選択しようとする若者が着実に増加しつつありますが、農業への参入条件は厳しく、農業経営者として新たな人材を広く確保する体制が十分整っているとは言えません。

このことから国県の補助金等を活用するなど、就農後の経営改善を支援するための経営改善支援策を講じられたい。

同時に担い手不在の地域では、新規就農者の受け入れ機運を高めるとともに、受け入れの合意形成を支援するなどの環境整備を図られたい。

(2) 魅力ある農業経営への取り組み

農業所得の向上は、担い手確保の大きな魅力的要因といえます。

今後の農業経営の発展・確立のためには、法人化の推進と高度なマネジメント能力の養成、経営コストの削減など農業経営の改善・発展を促進するための充実を図るとともに、現状の農業生産だけでなく、複合化や6次産業化等の経営の高度化が重要で、そのことを円滑に進めるには、農業経営者と流通業者・加工業者等とのコーディネートができる人材が必要です。

また新規就農への成功事例の周知は、次の担い手の確保に寄与するとも考えます。

(3) 後継者等の育成支援について

大規模土地利用型農業法人や集落営農型農業法人でも次代を担う若い後継者が不足する例もあり、経営規模・内容ともに優れた経営が散逸してしまうことは地域農業にとって大きな損失です。

次代を担う若い後継者がある場合でも、従業員の雇用と従来の家族経営の承継は、異なる課題を有し、加えて他産業の経営承継と異なり、農業経営の承継は、機械・施設等の経

営資産と経営ノウハウだけでなく、農地とそれに付随する地域での役割なども承継することが必要です。

そのため、認定農業者や集落営農の次代を担う若い後継者の経営能力を養成する講座を開催するとともに、承継計画の策定と承継支援など円滑な経営承継が進められるようアドバイザーグループの設置等の支援を講じられたい。

また同時に農地を単に大規模農家や企業に経営を集約するだけではなく、地域の実情に合わせて、家族経営や集落営農など、多様な農業担い手への対策を講じられたい。

特にこれまでから地域農業を担っている女性農業者を再認識し、彼女らが意欲的に農業に取り組めるよう、家族経営協定の締結促進、起業の取り組み支援、社会参画促進支援措置を講じられたい。

(4) 担い手不在地域の活性化対策の推進

中山間地域では、過疎化や高齢化等により担い手不足が深刻化し、地域活力や集落機能が低下しつつあります。

については、適切な農業生産活動の継続、集落の再生、自治機能の強化のため、周辺地域の担い手による農作業受委託が促進される仕組みを構築されたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消

担い手の高齢化、農産物価格の低迷、有害鳥獣被害は、農業者の生産意欲の低下を促し、加えて収用事業による残地（狭小農地）などは、耕作放棄に繋がる要因となります。

また TPP をはじめ身近な「経営所得安定対策事業」の先行きの不透明さは、農業従事者の不安をおおひ、農業意欲の減退、については耕作放棄を誘引しかねません。

このことから遊休農地の発生のメカニズムを分析・理解し、防止・解消に取り組み、農業の担い手が、引き続き農業経営ができる環境づくりを目指されたい。

(1) 耕作放棄地対策組織の整備と対策制度の充実

行政・JA・土地改良区など「関係機関が一体となった遊休荒廃農地の解消対策推進体制」を整備されたい。

また収用事業の残地などについては、耕作放棄地の発生防止・解消に必要な簡易土地改良に取り組みられるなど、幅広い支援を講じられたい。

なお耕作放棄地に対しての「ペナルティとしての課税」については、止むを得ない事情がある地権者も見受けられることから、市におかれても慎重な対応を求めます。

(2) 有害鳥獣被害防止対策の充実

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、個体数調整や、住み処・隠れ場所となる河川の樹木伐採等の出没しにくい環境づくり、焼却施設や埋設地の

整備を含めた処理施設の強化、電気柵及びメッシュ柵の設置の拡大等にあたっては安全性の確保と地域との協働によるボランティア制度の確立等、被害防止対策の一層の強化を図られたい。

また狩猟免許登録者の拡大ならびに若返りのための支援措置を講じるとともに、駆除後、ジビエ料理の食材として利用をしているところもあることから、先進地事例を参考に本市も取り組まされたい。

(3) 持続可能な農業経営対策の充実

米をはじめ食糧の確保は、社会を健全に維持するうえでの根幹です。

これらのことから国は、これまで米の生産調整を実施し、様々な政策を実施し、そのあり方を模索してきたと考えています。

しかし、平成30年産からの米の生産数量調整については、生産者自らに任せ、国は、その主体性を無くし、専ら米の在庫や自給見通しなど情報提供の立場をとるとしていることから、国の施策に従い、国の補助金等を活用し、農業経営をしてきた集落営農法人等が、今後は、その経営が成り立たないのではと不安を募らせています。

については、水田農業経営のあり方が、急激に変化することがないように、麦・大豆のブロックローテーションの生産体制を維持できる体制づくりなどとともに、市内産米の販路確保等の対策や主食用米以外の米の生産・販売対策の強化、集落経営枠を越えた広域化での経営の指導等、市内の水田農業が維持・発展できるよう十分な対策を講じられたい。

加えて野菜栽培等の実態に即した新たな支援措置をもうけ、あわせて現在の補助施策を拡充されたい。

(4) 食育の推進について

農業・農村は、食料を安定的に供給し、社会基盤を支える重要な役割を担うだけでなく、安全・安心な食材を提供する技術、持続性に優れた生産基盤である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力を有しています。

本市の「食育基本計画」に基づき、学校給食の食材として地元産の食材利用の拡充を図るとともに、子ども達に本市の農業・農村の重要性を「農業者との心のふれあい」を通じて、学び・参画する機会を増大されたい。

4. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援について

農業委員会が、その主たる使命である「農地利用の最適化」をより良く果たせるようにするためには、最大限機能を発揮する組織が必要です。

農業・農村の実態に即した農地行政を担保するとともに、機能強化された農業委員会の役割が果たせるよう支援を図られたい。

(1) 農業委員会の制度改革に向けた支援の実施

議会の同意を前提とする貴職による新たな農業委員の選任においては公正・公平な手続きの中、「農地利用の最適化」をより良く果たせるよう、より良い人材の選任を求めるとともに、法第8条第7項の規定に基づき、女性の農業委員を含めた多様な人材の任命への配慮をされたい。

また、今回から合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」の新設にあたり、法第25条の規定に基づき、その職務を行うために要する費用を十分に確保されたい。

(2) 農業委員会事務局の体制整備と活動予算の確保

農業委員会の体制強化を図るため、法において事務局の強化規定を追加していることから、農地の保全・確保や有効利用の促進の基礎となる農地法等法令業務等の的確な処理がなされるよう、引き続き専任職員の配置、必要な知識及び経験を有する職員数の確保並びに、資質の向上に努められたい。

このことから事務局職員の人事案件は、あらかじめ本職と協議をされたい。

また法改正に伴う、農地利用最適化への活動や、農地台帳公表の義務化、農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステムとして整備、窓口公表事項の閲覧や提供等に関する事務が円滑に処理できるよう、農業委員会の予算の確保を図られたい。